

学生協ニュース

No.44

東 北 大 学
(東北大学学生生活協議会広報委員会)

妨害行為に惑わされず

正規の学生団体結成・継続届を提出して下さい

東北大学は一貫して、学生団体に対して学生団体結成・継続届の提出を要請しています。この届の提出は課外活動団体として活動する上で必須の手続きですが、一部の学生団体が未だにこの手続きを行っていません。サークル活動をしている学生はもちろん一般の学生および教職員の皆さんにも、このような現状とそれに対する東北大学の姿勢についてお知らせいたします。

○正規の学生団体結成・継続届の提出に対する妨害行為が行われています

東北大学は、平成14年度より学生団体代表者に上記届の用紙を直接送付して、必要事項をすべて記入の上、学生支援課に直接提出するよう要請しています。しかしその一方で、「文化部サークル協議会運営委員会／運動部会議」（以下「サ協・運会」）の名義で「サークル結成・継続届」の提出を要請したり、あるいは学生団体結成・継続届の大学への提出拒否を呼びかける文書を配布したりするなどの妨害行為が行われています。

○「文化部サークル協議会運営委員会／運動部会議」の改ざん書類は無効です

未提出団体のなかには、「サ協・運会」への書類提出を、正規の手続きと誤認しているケースも多いと思われます。従来、「サ協・運会」がまとめて提出してきた書類は、一部の記入欄に斜線を引いて改ざんしていたり、必要事項の記載漏れがあったりする不備な書類です。このような不備な書類は無効であり、大学は受理しません。個々の学生団体は、大学から送付された正規の学生団体結成・継続届に必要事項を記入の上、直接、学生支援課に提出してください。

○大学は、責任を果たしている個々の課外活動団体にのみ対応します

学生団体結成・継続届を大学に提出することによって、大学の施設である部室等を使用することが認められます。また、部室の使用・不使用にかかわらず、事故時の学生教育研究災害傷害保険請求には学生団体結成・継続届が必要になります。それにもかかわらず、一昨年から三度にわたり大学への学生団体結成・継続届提出拒否を呼びかける文書を配布した「サ協・運会」の行為は、大学の正常な運営を妨害するものです。大学としては、これらの妨害行為を行う団体には一切対応しません。責任を果たしている個々の学生団体にのみ対応していきます。